

奈良市公報

号外第27号

平成20年11月26日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

- 一般競争入札の実施（4件）……………1
- 放置自転車等の保管……………8
- 開発行為に関する工事の完了……………8
- 奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示……………9
- 道路の区域変更……………9
- 納期限変更告知書の公示送達……………9
- 総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域の認定……………9
- 指定管理者の公募……………10
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………10
- 道路の位置指定の変更……………11
- 開発行為に関する工事の完了……………11
- 住民票の職権消除……………11
- 開発行為に関する工事の完了……………11
- 放置自転車等の保管……………12
- 道路の位置指定（2件）……………12
- 地縁による団体の認可……………12
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙期日…13
- 第12回世界歴史都市会議企画委員会設置要綱……………13
- 奈良市勤労者総合福祉センターの開館時間の変更……………13
- 放置自転車等の保管……………13
- 金融機関の指定についての一部改正……………13
- 急性灰白髄炎予防接種の実施……………14
- 開発行為に関する工事の完了……………14

公営企業

- 一般競争入札の実施……………14
- 奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部改正……………15

教育委員会

- 臨時教育委員会の開催……………15
- 奈良市立認定こども園幼稚園規則……………15

議 会

- 奈良市議会図書室規程の一部を改正する規程……………22
- 奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程……………22
- 奈良市議会会議規則の一部を改正する規則……………22

告 示

奈良市告示第515号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年9月16日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 (仮称) 合併記念公園整備工事
- (2) 工 事 場 所 奈良市都祁馬場町地内
- (3) 工 期 契約の日から平成23年3月18日まで
- (4) 工 事 概 要 土木主体工事 一式
敷地造成工、擁壁工、植栽工、
給水設備工、雨水排水設備工、
電気設備工、園路広場整備工、
サービス施設整備工、建築施設組立設置工、グラウンド・コート整備工、仮設工
建築主体工事 一式
管理棟 倉庫棟 便所棟 各1棟
電気設備 機械設備 1式
- (5) 予 定 価 格 859,741千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 689,222千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者3者又は4者による特定建設工事共同企業体であって、その構成員が次の条件に定める基準をすべて満たすものであること。

なお、特定建設工事共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」という。）が3者の場合は2者が、4者の場合は3者が第2号に掲げる構成員（奈良市内に本店を有するもの）であること。

(1) 代表者（1者）

ア 奈良市内に営業所（建設業法第3条の規定によるものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。以下同じ。）を有

していること。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における土木一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。

ウ 次の条件をすべて満たす監理技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付をうけている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(2) 代表者以外の共同企業体構成員（2者又は3者）

ア 奈良市内に本店を有し、平成20年度の競争入札参加資格土木一式工事の等級が「A」に格付されていること。

イ 次の条件をすべて満たす監理技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。

(ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付をうけている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(3) 全構成員

(ア) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ウ) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成20年9月16日から11月6日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部監理課 なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

(3) 設計図書等に関する質疑

設計図書等に対して質疑がある場合は、奈良市長宛に書面により提出すること。なお、提出先は奈良市都市整備部都市計画室公園緑地課とし、持参によること。

ア 質疑受付日

平成20年10月14日午前9時から午後4時まで

イ 回答日

平成20年10月22日午前9時から午後4時まで公園緑地課において供覧します。

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成20年11月7日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の利用者登録及び入札参加申請期間

平成20年10月7日から10月15日までの午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成20年10月16日

(3) 入札書の提出期間

平成20年10月17日から11月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない場合

カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）

オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成20年9月19日から9月30日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、

入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年10月6日までに、共同企業体の代表者に通知します。

9 本契約の成立

この工事の契約については、奈良市議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

(平成20年9月16日揭示済)

奈良市告示第516号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成20年9月16日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 奈良市保健所等複合施設新築工事
- (2) 工 事 場 所 奈良市三条本町1108番地
- (3) 工 期 契約の日から平成22年3月10日まで
- (4) 工 事 概 要 敷地面積 2,958.13㎡
建築面積 1,950.70㎡(駐輪場9.31㎡含む。)
延べ床面積 15,228.37㎡(駐輪場26.01㎡含む。)
主体構造・階数 鉄骨造・免震構造 地下1階 地上9階PH1階
- (5) 予 定 価 格 3,808,950千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 3,237,607千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者のうち、建築一式工事の資格を有する建設業者4者又は5者による特定建設工事共同企業体であって、その構成員が次の条件に定める基準をすべて満たすものであること。

なお、特定建設工事共同企業体を構成する建設業者(以下「共同企業体構成員」という。)が4者の場合は2

者が、5者の場合は3者が第3号に掲げる構成員(奈良市内に本店を有するもの)であること。

(1) 代表者(1者)

ア 奈良市内に営業所(建設業法第3条の規定によるものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。以下同じ。)を有していること。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における建築一式工事の総合評定値が1,600点以上であること。

ウ 平成10年度以降(過去10年間)に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る。)としてS造、RC造、SRC造で15,000㎡以上の新築工事、増築工事(増築部分が15,000㎡以上)、改築工事(改築部分が15,000㎡以上)における免震構造工法を採用した建築物の施工実績を有する者。

エ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置出来ること。

(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお「これと同等以上の資格を有する者。」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

(イ) 建築工事の主任技術者又は監理技術者として、平成10年度以降(過去10年間)に完成又は引渡完了したS造、RC造、SRC造で15,000㎡以上の新築工事、増築工事(増築部分が15,000㎡以上)、改築工事(改築部分が15,000㎡以上)の施工経験を有する監理技術者。

(ウ) 免震構造工法を採用した建築物の工事の施工管理経験を有する技術者を免震工法の施工管理期間に専任(監理技術者との兼任も可)で配置できること。

(エ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(オ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(2) 代表者以外の共同企業体構成員(1者)

ア 奈良市内に営業所(建設業法第3条の規定によるものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。以下同じ。)を有していること。

イ 経審の結果における建築一式工事の総合評定値が1,100点以上であること。

ウ 次の条件をすべて満たす監理技術者又は主任技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置でき

ること。

(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にとっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(3) それ以外の共同企業体構成員(2者又は3者)

ア 奈良市内に本店を有し、平成20年度の競争入札参加資格建築一式工事の等級が「A」に格付されていること。

イ 次の条件をすべて満たす監理技術者又は主任技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。

(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にとっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 全構成員

(ア) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ウ) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(エ) 奈良市保健所等複合施設新築に伴う電気設備工事に重複参加申請は、できません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成20年9月16日から11月6日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部監理課 なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成20年11月7日 午前10時00分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の利用者登録及び入札参加申請期間

平成20年10月7日から10月15日(奈良市の休日を定

める条例に規定する市の休日を除く。)までの午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成20年10月16日

(3) 入札書の提出期間

平成20年10月17日から11月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない場合

カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し(各構成員)

オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し(健康保険被保険者証等)

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(各構成員)

キ 工事実績及び配置予定技術者の施工経験が確認できる書類(CORINS工事カルテ等)(代表者のみ)

(2) 入札参加申請方法

平成20年9月19日から9月30日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年10月6日までに、共同企業体の代表者に通知します。

9 本契約の成立

(1) この工事の契約については、奈良市議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

(2) 落札決定後、議会の議決までの間に、落札した共同企業体を構成する建設業者のうち1者以上が、入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が資格を失った共同企業体構成員又は指名停止を受けた共同企業体構成員を除いて協定書を変更した場合において、変更後の共同企業体構成員が、代表者を含め3者以上であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

(平成20年9月16日揭示済)

奈良市告示第517号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成20年9月16日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 奈良市保健所等複合施設新築に伴う電気設備工事
(2) 工 事 場 所 奈良市三条本町1108番地
(3) 工 期 契約の日から平成22年3月10日まで
(4) 工 事 概 要 敷地面積 2,958.13㎡
建築面積 1,950.70㎡(駐輪場9.31㎡含む。)
延べ床面積 15,228.37㎡(駐輪場26.01㎡含む。)
主体構造・階数 鉄骨造・免震構造 地下1階 地上9階PH1階
(5) 予 定 価 格 720,860千円(消費税及び地方消費税を除く。)
(6) 最低制限基準価格 612,731千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者のうち、電気一式工事の資格を有する建設業者3者又は4者による特定建設工事共同企業体であって、その構成員が次の条件に定める基準をすべて満たすものであること。

なお、特定建設工事共同企業体を構成する建設業者

(以下「共同企業体構成員」という。)が3者の場合は2者が、4者の場合は3者が第2号に掲げる構成員(奈良市内に本店又は営業所を有するもの)であること。

(1) 代表者(1者)

ア 奈良市内に営業所(建設業法第3条の規定によるものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。以下同じ。)を有していること。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における電気一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。

ウ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置出来ること。

(ア) 一般電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(2) 代表者以外の共同企業体構成員(2者又は3者)

ア 奈良市内に本店又は営業所(建設業法第3条の規定によるものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。以下同じ。)を有していること。

イ 経審の結果における電気一式工事の総合評定値が800点以上で特定建設業の許可をもっていること。

ウ 次の条件をすべて満たす監理技術者又は主任技術者をこの工事を行う期間中1名以上専任で配置できること。

(ア) 一級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(3) 全構成員

(ア) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ウ) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成20年9月16日から11月6日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定す

る市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部監理課 なお、設計図書等は、貸出し
又は閲覧とします。

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成20年11月10日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第
2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記
録郵便

(2) 入札書の到達期限 平成20年11月7日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証
金を納付したことを確認できる書類の同封がされて
いない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した
入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法
によらない入札書、期限までに到達しなかった入札
書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書及び内訳書の日付が開札日でない場合

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出し
てください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し(各
構成員)

オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上
の雇用関係が確認できるものの写し(健康保険被保
険者証等)

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通
知書の写し(各構成員)

(2) 入札参加申請方法

平成20年9月19日から9月30日まで(奈良市の休日
を定める条例に規定する市の休日を除く。)午前9時
から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してくださ

い。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工
事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通
知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、
入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年10月6日までに、共同企業体の代表者に通
知します。

9 本契約の成立

この工事の契約については、奈良市議会の議決を要し
ますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得
たときに契約が成立するものとします。

10 その他

(1) 奈良市保健所等複合施設新築工事の入札が不調に終
わったときは、入札を中止する。

(2) その他の詳細は、入札者心得によります。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈
良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

(平成20年9月16日揭示済)

奈良市告示第518号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施
行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良
市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に
より公告します。

平成20年9月16日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

二条線街路改良工事及び都市水環境整備下水道築造工
事(単5)ほか39件(各工事の工事名、工事場所、工期、
工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のと
おり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

(1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負
契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の
許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分
(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)
又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による
経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値
に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない
者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
(特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格)

2社又は3社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員の平成17年度から平成19年度における別表参加資格に掲げる業種の工事の工事完成高(1社1工事)の合計金額が参加しようとする工事の予定価格(税込み)以上であること。また、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の一級建築施工監理技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

(電子入札参加に必要な資格)

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事及び建築一式工事の等級がA及びBに格付されていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成20年9月19日までは閲覧コーナー、同月22日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

(郵便入札による参加者)

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年9月19日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課(場合によっては閲覧コーナー)に持参してください。

(特定建設工事共同企業体による参加者)

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)
- ウ 委任状
- エ 専任の一級建築施工監理技術者の資格を証するものの写し(各構成員)
- オ 平成17年度から平成19年度の建築工事における1社1工事の完成工事高証明書又は、契約書の原本(契約書については監理課で確認後返還する。)

(2) 入札参加申請方法

特定建設工事共同企業体で入札参加を申請する者は、その共同企業体の代表者が告示日から平成20年9月24日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、(1)に掲げる書類を奈良市総務部監理課に持参してください。

また、同じく、告示日から平成20年9月24日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に代表者は電子入札の入札参加申請を行ってください。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通

知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

- (2) 入札参加者の決定通知
平成20年9月22日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

- (1) 電子入札の入札参加申請期間
土木ランクA及びB、建築ランクAの業者
平成20年9月16日から9月19日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
建築ランクB同士による特定建設工事共同企業体
平成20年9月16日から9月24日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 電子入札の参加確認通知日
平成20年9月29日までに入札参加申請者に通知します。
- (3) 入札書の提出期間
平成20年9月30日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 他人のICカードを使用した入札
ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
オ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成20年9月16日揭示済)

奈良市告示第519号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年9月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年9月16日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室市民安全課
電話0742-34-1111代表
(平成20年9月16日揭示済)

奈良市告示第520号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年9月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年12月25日 奈良市指令都整開 第07A-42号
平成20年6月18日 奈良市指令都整開 第07A-42-1号
平成20年9月2日 奈良市指令都整開 第07A-42-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年9月16日 第1140号
(2) 公共施設 平成20年9月16日 第500号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市山陵町1100番地の1、1120番地の一部、1121番

- 地、1124番地の一部及び1125番地
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都府城陽市寺田深谷64番地の211
大幸林業株式会社 代表取締役 岡田和彦
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路
奈良市山陵町1100番地の1の一部、1120番地の一部、
1121番地の一部、1124番地の一部及び1125番地の一部
- (2) 下水道
奈良市山陵町1100番地の1の一部、1120番地の一部、
1121番地の一部、1124番地の一部及び1125番地の一部
- (3) 公園
奈良市山陵町1125番地の一部
- (4) 管路敷
奈良市山陵町1120番地の一部及び1121番地の一部
(平成20年9月16日揭示済)

奈良市告示第521号

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年9月17日

奈良市長 藤原 昭

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱(平成14年奈良市告示第390号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「への無料入浴」を「の入浴料の補助」に改め、同項第4号を削る。

第5条の見出しを「(老春手帳入浴補助券)」に改め、同条第1項中「及び第4号」を削り、「老春手帳入浴券」を「老春手帳入浴補助券」に、「入浴券」を「入浴補助券」に改め、「及び老春手帳映画館入場券(以下「映画券」という。)」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 入浴補助券は、1月を単位として、次に掲げる交付時

期の区分に応じて、それぞれに定める有効期限の券6月分までを交付する。ただし、経過した月に対応するものは交付しない。

(1) 4月から9月までの間に交付する場合 9月末日まで有効の券

(2) 10月から翌年3月までの間に交付する場合 翌年3月末日まで有効の券

第5条第3項中「入浴券及び映画券」を「入浴補助券」に改める。

第6条第2項中「別表の利用料」を「利用料500円」に改め、同条第3項中「9月30日」を「1月31日」に改める。

第7条第2項第1号中「入浴券」を「入浴補助券」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条に次の1項を加える。

3 受給者は、第4条第1項第3号の優遇措置を受けようとするときは、前2項の規定によるほか、1人1回につき100円(共同浴場を利用する場合は、50円)を利用機関に支払わなければならない。

第8条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第9条第2項中「並びに」を「及び」に、「入浴券及び映画券」を「入浴補助券」に改める。

第10条中「入浴券、映画券」を「入浴補助券」に改める。別表を削る。

附則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(平成20年9月17日揭示済)

奈良市告示第522号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年9月18日

奈良市長 藤原 昭

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	中部第746号線	菅原町502番 地先から	前	3.0 ~ 9.0	136.5	
		菅原町500番 1 地先まで	後	4.0 ~ 13.6	164.1	

(平成20年9月18日揭示済)

奈良市告示第523号

地方税法(昭和25年法律第226号)第13条の2第1項の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の所在地等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年9月18日

奈良市長 藤原 昭

1 送達をすべき文書

納期限変更告知書

2 送達を受けるべき者
省略

(平成20年9月18日揭示済)

奈良市告示第524号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定により認定した総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域を同条第8項の規定により公告し、関係図書を一般の縦覧に供します。

平成20年9月18日

奈良市長 藤原 昭

1 一団地の区域の地名地番 奈良市鶴舞西町3142番地の一部

- 2 認定年月日及び認定番号
 (1) 認定年月日 平成20年9月18日
 (2) 認定番号 奈良市指令整建第44号
- 3 関係図書の縦覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈良市 都市整備部
 まちづくり指導室 建築指導課
 (平成20年9月18日揭示済)

奈良市告示第525号

奈良市青少年野外活動センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成20年9月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 公の施設の所在地及び名称
 奈良市阪原町25番地の1
 奈良市青少年野外活動センター
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 (1) 奈良市青少年野外活動センターの事業の実施に関すること。
 (2) 奈良市青少年野外活動センターの使用承認及び使用制限に関すること。
 (3) 奈良市青少年野外活動センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 (4) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈良市市民活動部スポーツ課
 (2) 申請期間
 平成20年9月26日から平成20年10月17日まで
 (3) 提出書類
 奈良市青少年野外活動センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
 ア 奈良市青少年野外活動センター指定管理者事業計画書
 イ 奈良市青少年野外活動センター指定管理者収支予算書
 ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
 エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

- キ 団体及びその代表者が平成19年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
 ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
 その他の詳細は、奈良市青少年野外活動センター指定管理者募集要項によります。
- 6 問い合わせ先
 奈良市市民活動部スポーツ課
 電話 0742-34-4862
 (平成20年9月19日揭示済)

奈良市告示第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年9月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
 平成20年8月14日 奈良市指令都整開 第08A-21号
 平成20年9月16日 奈良市指令都整開 第08A-21-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 (1) 開発行為 平成20年9月19日 第1141号
- 3 開発区域に含まれる地域
 奈良市五条町195番地の6の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 奈良市五条町10番40号
 太田 直樹
 太田 礼子
 (平成20年9月19日揭示済)

奈良市告示第527号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年9月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
 平成20年7月25日 奈良市指令都整開 第08A-16号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 (1) 開発行為 平成20年9月22日 第1142号
- 3 開発区域に含まれる地域
 奈良県奈良市川上町873番地の221、873番地の229及び873番地の230
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市川上町873番地の221
永尾誠司・永尾栄子
(平成20年9月22日揭示済)

奈良市告示第528号

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告した建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による次の道路の位置の指定を変更しました。

平成20年9月22日

奈良市長 藤原 昭

変更前告示番号及び指定番号	昭和42年6月8日 奈良県告示第167号 第41092号	
変更申請者住所・氏名	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市長 藤原 昭	
道路の位置	変更部分	奈良市川上町410番地の1及び411番地の1の各一部
	変更後	奈良市川上町410番地の1の一部、411番地の6、411番地の7の一部及び411番地の1の一部
道路の幅員	変更部分	最大4.0m 最小4.0m
	変更後	最大5.0m 最小5.0m
道路の延長	変更部分	73.3m
	変更後	69.2m
変更後年月日	平成20年9月22日	
変更後番号	第20006号	

(平成20年9月22日揭示済)

奈良市告示第529号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年9月24日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成20年6月17日 奈良市指令都整開 第08A-8号
- 検査済証の交付年月日及び番号
 - 開発行為 平成20年9月24日 第1144号
 - 公共施設 平成20年9月24日 第502号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市菅原町500番地の9の一部、508番地及び509番地の1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市菅原町508番地

喜光寺
代表役員 山田 法胤

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市菅原町500番地の9の一部

(平成20年9月24日揭示済)

奈良市告示第530号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成20年9月24日

奈良市長 藤原 昭

以下省略

(平成20年9月24日揭示済)

奈良市告示第531号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年9月24日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成20年3月7日 奈良市指令都整開 第07A-49号
平成20年9月4日 奈良市指令都整開 第07A-49-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
 - 開発行為 平成20年9月24日 第1143号
 - 公共施設 平成20年9月24日 第501号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市茗荷町672番地の1、673番地の1、675番地、676番地の1、677番地の1、678番地の1及び680番地の3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大森町57番地の3
奈良県農業協同組合 代表理事 理事長 杉本義衛

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 防火水槽

奈良市茗荷町672番地の1の一部、673番地の1の一部、675番地の一部及び676番地の1の一部

(平成20年9月24日揭示済)

奈良市告示第532号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年9月24日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年9月24日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年9月24日揭示済)

奈良市告示第533号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年9月25日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市六条町113番4
申請者氏名	株式会社 栗実住宅 代表取締役 古川 好男
道路の位置	奈良市西木辻町117番地及び118番地の2の各一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	34.23m
指定年月日	平成20年9月25日
指定番号	第20003号

(平成20年9月25日揭示済)

奈良市告示第534号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年9月25日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市六条町113番4
申請者氏名	株式会社 栗実住宅 代表取締役 古川 好男
道路の位置	奈良市西木辻町115番地、117番地及び118番地の1の各一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	34.54m
指定年月日	平成20年9月25日
指定番号	第20004号

(平成20年9月25日揭示済)

奈良市告示第535号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年9月25日

奈良市長 藤原 昭

1 名称

二名城ヶ丘自治会

2 規約に定める目的

会員（家族を含む）に福祉の増進と相互親睦協調、生活文化の向上を図ることを目的とするほか、不動産又は不動産に関する権利等を保有する。

また、この目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化、体育の向上、社会福祉、防犯、火災予防、衛生、街路側溝等環境整備
- (2) 共有地及び防犯街路灯等の維持管理
- (3) 城ヶ丘公民館の運営並びに維持管理
- (4) 所轄官公署との折衝、連絡に関する事項
- (5) 別に定める慶弔金贈呈規約に基づき、会員（同居家族を含む）に対する慶弔
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

3 区域

奈良市二名四丁目1193番地の2から138及び1208番地並びに三丁目1167番地とする。

4 事務所

奈良市二名四丁目1193番地の67

5 代表者の氏名及び住所

前澤 修二

奈良市二名四丁目1193番地の67

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代行者の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の2第15項において準用する民法

第68条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項第2号の規定によるほか、総会において会員総数の3分の2以上の議決を経て解散する。

9 認可年月日

平成20年9月24日

(平成20年9月25日揭示済)

奈良市告示第536号

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地地区画整理審議会委員の選挙期日を平成20年12月21日と定めたので、土地地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により公告します。

平成20年9月26日

奈良市長 藤原 昭

(平成20年9月26日揭示済)

奈良市告示第537号

第12回世界歴史都市会議企画委員会設置要綱を次のように定める。

平成20年9月26日

奈良市長 藤原 昭

第12回世界歴史都市会議企画委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平城遷都1300年祭の一環として第12回世界歴史都市会議を奈良市で開催するにあたり、同会議において奈良の歴史その他奈良市で開催するにふさわしい情報を世界に向けて発信するため、第12回世界歴史都市会議企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 第12回世界歴史都市会議のテーマに関すること。
- (2) 前号の会議の構成（ラウンドテーブル、ワークショップ等）に関すること。
- (3) その他第12回世界歴史都市会議の開催のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第6条 委員会は、第2条に掲げる事項の検討が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、国際交流課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年9月26日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第6条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

(平成20年9月26日揭示済)

奈良市告示第538号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の3第2項の規定により、平成20年11月24日の開館時間を午前9時から午後5時までとする。

平成20年9月29日

奈良市長 藤原 昭

(平成20年9月29日揭示済)

奈良市告示第539号は、奈良市公報号外第28号に掲載

奈良市告示第540号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年9月29日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成20年9月29日

3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年9月29日揭示済)

奈良市告示第541号

昭和51年奈良市告示第89号（金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、平成20年10月1日から施行します。

平成20年9月30日

奈良市長 藤原 昭

第2項中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

(平成20年9月30日揭示済)

奈良市告示第542号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告します。

平成20年9月30日

奈良市長 藤原 昭

- 1 予防接種の対象者の範囲
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 2 予防接種を行う期日及び場所
別紙のとおり
- 3 接種不適当者
 - (1) 下痢が治癒していない者
 - (2) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
 - (5) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 接種要注意者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) けいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- 5 料金
無料
- 6 その他
不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成20年9月30日揭示済)

奈良市告示第543号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年9月30日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号

平成20年6月4日 奈良市指令都整開 第08A-7号
平成20年8月12日 奈良市指令都整開 第08A-7-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成20年9月30日 第1145号
 - (2) 公共施設 平成20年9月30日 第503号
 - 3 開発区域に含まれる地域
奈良市五条西一丁目5236番地の1
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市法蓮町149-6
西ノ京住宅販売 代表者 山道哲也
 - 5 公共施設の種類の、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市五条西一丁目5236番地の1の一部
 - (2) 下水道
奈良市五条西一丁目5236番地の1の一部
- (平成20年9月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第40号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年9月16日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

- 1 入札に付する事項
舗装工事、市内三条宮前町地内他ほか2件（工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定す

る市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで
(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第
2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記
録郵便

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証
金を納付したことを確認できる書類の同封がされて
いない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した
入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法
によらない入札書等、期限までに到達しなかった入
札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年9月19
日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日
を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後
1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書
を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局
建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加
決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した
場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年9月22日までに入札参加申請者に通知しま
す。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈
良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線)223

別表省略

(平成20年9月16日揭示済)

奈良市水道局告示第41号

昭和62年奈良市水道局告示第2号(奈良市水道事業に係
る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納
取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金
融機関の指定)の一部を次のように改正し、平成20年10月
1日から施行する。

平成20年9月30日

奈良市水道事業管理者

福村圭司

第2項中「商工組合中央金庫」を「株式会社 商工組合
中央金庫」に改める。

(平成20年9月30日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第47号

平成20年9月臨時教育委員会を次のとおり開催しますの
で、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員
会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成20年9月17日

奈良市教育委員会

委員長 冷水毅

1 日時

平成20年9月25日(木)

午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

議事

議案第29号 奈良市立認定こども園幼稚園規則の制
定について

議案第30号 平成21年度奈良市立認定こども園富雄
南幼稚園園児募集要項について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、
定員5名になり次第締め切ります。

(平成20年9月17日揭示済)

奈良市立認定こども園幼稚園規則をここに公布する。

平成20年9月25日

奈良市教育委員会

委員長 冷水毅

奈良市教育委員会規則第24号

奈良市立認定こども園幼稚園規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市立学校設置条例(昭和39年奈

良市条例第16号)第1条第2項に規定する幼稚園(以下「認定こども園」という。)が行う児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する子育て支援事業の実施に関し、奈良市立幼稚園規則(昭和26年奈良市教育委員会規則第20号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 認定こども園の1学級の幼児数は、30人以下(3歳児の学級は、25人以下)を原則とする。

(実施事業)

第3条 認定こども園は、奈良市立幼稚園規則第6条第2項に規定する標準の教育時間(以下「教育時間」という。)のほか、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 教育時間の開始前及び終了後、当該認定こども園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育
- (2) 教育時間の開始前及び終了後、当該認定こども園に在籍している子どものうち、その保護者(父母又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。)が第5条各号のいずれかに該当することにより家庭において養育を受けることが一時的に困難となった幼児に対する保育
- (3) 前号のほか、地域の子どもの養育に関する次に掲げる子育て支援事業
 - ア 子ども及びその保護者の交流の場の提供に関すること。
 - イ 子育てについての相談に関すること。
 - ウ 子育てについての情報及び学習の機会の提供に関すること。
 - エ その他子どもの健全な育成及び子育ての支援のために必要な事業

(入園資格)

第4条 認定こども園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(保護者の要件)

第5条 第3条第1号及び第2号に規定する保育(以下「預かり保育」という。)を利用することができる幼児の保護者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 家事以外の業務に現に就労し、又は就労する予定がある者
- (2) 育児に伴う心理的又は肉体的負担を軽減する必要がある者
- (3) 出産、疾病等により入院又は通院を必要とする者
- (4) 家族の看護又は介護を行う必要がある者
- (5) その他園長が預かり保育が必要であると認める者

(申込み等)

第6条 第3条第1号に規定する預かり保育(以下「就労等支援型預かり保育」という。)を希望する幼児の保護者は、奈良市立幼稚園規則第9条に規定する入園願書に

預かり保育申込書(別記第1号様式)を添えて園長に提出しなければならない。ただし、保護者がその幼児の入園後に第5条各号のいずれかに該当することとなったときは、その都度申し込むものとする。

- 2 園長は、預かり保育申込書が提出されたときは、その内容を審査し、預かり保育の諾否を決定し、預かり保育決定通知書(別記第2号様式)により幼児の保護者に通知しなければならない。
- 3 第3条第2号に規定する預かり保育(以下「子育て支援型預かり保育」という。)を希望する幼児の保護者は、預かり保育を利用しようとするときに園長に申し出なければならない。
- 4 園長は、子育て支援型預かり保育の申出があったときは、預かり保育の諾否を決定し、その内容を口頭で通知しなければならない。

(実施日)

第7条 預かり保育を実施する日は、平日(月曜日から金曜日まで)とする。

- 2 預かり保育を実施しない日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、園長が特別な理由があると認めたときは、教育委員会の許可を受けて預かり保育の実施日を変更し、又は中止することができる。

(実施時間等)

第8条 預かり保育の実施時間は、8時から18時までとする。ただし、教育時間を除くものとする。

- 2 奈良市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年奈良市教育委員会規則第2号)第52条に規定する夏期休業日、冬期休業日、春期休業日及び幼稚園創立記念日の預かり保育の時間は、8時から18時までとする。
- 3 就労等支援型預かり保育は、幼児1人につき1箇月当たり11日以上保育を実施するものとする。
- 4 子育て支援型預かり保育は、幼児1人につき1箇月当たり10日以内の保育を実施するものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、園長が特別な理由があると認めたときは、教育委員会の許可を受けて預かり保育の保育時間を変更し、又は中止することができる。

(費用負担)

第9条 預かり保育を利用しようとする幼児の保護者は、預かり保育に要する費用(おやつ代及び教材費を含む。以下「負担金」という。)として、幼児1人1日につき500円を負担しなければならない。

- 2 負担金は、幼児の保護者に預かり保育利用券(別記第3号様式)を交付する際に徴収するものとする。

(負担金の還付)

第10条 既納の負担金は、還付しない。ただし、退園等により利用券が不要となった場合に還付するものとする。

- 2 幼児の保護者は、負担金の還付を受けようとする場合

は、預かり保育負担金還付申請書（別記第4号様式）に
利用券を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定し
た場合は、預かり保育負担金還付決定通知書（別記第5
号様式）を交付するものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、認定こども園の事
業の実施に関し必要な事項は、その都度教育委員会が定
める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、
第6条第1項及び第2項の規定は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第6条関係)

(表)

預かり保育申込書

年 月 日

(あて先) 奈良市立認定こども園 幼稚園長

保護者住所

氏 名 ㊟

電話番号

奈良市立認定こども園 幼稚園の就労等支援型預かり保育を申し込みます。

ふりがな 園児氏名		年 月 日生 (歳) 男・女
預かり保育 希望の理由	<p>当てはまる理由の番号に○を付けて下さい。</p> <p>(1) 家事以外の業務に現に就労し、又は就労する予定があるため。</p> <p>(2) 育児に伴う心理的又は肉体的負担を軽減する必要があるため。</p> <p>(3) 出産、疾病等により入院又は通院を必要とするため。</p> <p>(4) 家族の看護又は介護を行う必要があるため。</p> <p>(5) その他(就学など)</p> <p>上記の理由の詳細を記載して下さい。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 100px; margin: 10px 0;"></div>	

(裏)

預かり保育 利用の曜日 及び時間		(利用する曜日が決まっている方)	
		利用する曜日を○で囲み、利用する時間を記入してください。 月曜日 時 分 から 時 分 まで 火曜日 時 分 から 時 分 まで 水曜日 時 分 から 時 分 まで 木曜日 時 分 から 時 分 まで 金曜日 時 分 から 時 分 まで	
主に園児を 送迎する人		(利用する曜日が不定期である方)	
		月に 日程度利用する。	
保護者の勤務先		園児との関係	
		園児との関係 ふりがな 氏 名 住 所 TEL	
園児との関係()	勤務先	TEL	
	所在地		
	勤務日	週 日 (日・月・火・水・木・金・土)	
	勤務時間	午前 時 分 から 午後 時 分まで	
園児との関係()	勤務先	TEL	
	所在地		
	勤務日	週 日 (日・月・火・水・木・金・土)	
	勤務時間	午前 時 分 から 午後 時 分まで	

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

保護者

様

奈良市立認定こども園

幼稚園長 印

就労等支援型預かり保育決定通知書

就労等支援型預かり保育を受諾いたします。

1 対象園児氏名 (男・女) 歳児

(条件等) ※必要な場合に記入する。

第3号様式(第9条関係)

<p>No. _____</p> <p>預かり保育利用副券</p> <p>利 用 料 5 0 0 円</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>領 収 印</p> </div> <p>幼稚園 _____</p>	<p>No. _____</p> <p>預かり保育利用券</p> <p>利 用 料 5 0 0 円</p> <p>利 用 日 年 月 日</p> <p>利用時間 時 分</p> <p style="margin-left: 100px;">~ 時 分</p> <p>組 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>保護者氏名 _____</p> <p>幼稚園 _____</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-left: auto; margin-right: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>確認欄</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>領 収 印</p> </div>
---	---

第4号様式(第10条関係)

預かり保育負担金還付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所
氏 名
園 名
園児氏名

㊞

預かり保育負担金の還付について、下記のとおり申請します。

記

1. 還付利用券枚数 _____ 枚

2. 還付申請金額 _____ 円

3. 還付を希望する理由

--

4. 還付を希望する口座

口座振替	
銀行名	銀行 店 (普通・当座)
口座番号	
口座名義	

利用券貼付欄

--

第5号様式(第10条関係)

預かり保育負担金還付決定通知書

年
月
日

住 所
氏 名
園 名
園児氏名

様

還付金額 円

上記金額の還付を決定しました。

奈良市長

印

(平成20年9月25日揭示済)

議 会

奈良市議会図書室規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年9月18日

奈良市議会議長
橋本和信

奈良市議会規程第3号

奈良市議会図書室規程の一部を改正する規程

奈良市議会図書室規程(昭和25年奈良市議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第17項」を「第100条第18項」に改める。

第2条第1号中「第100条第15項」を「第100条第16項」に改め、同条第2号中「第100条第16項」を「第100条第17項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成20年9月18日揭示済)

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年9月18日

奈良市議会議長
橋本和信

奈良市議会規程第4号

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程(昭和52年奈良市議会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項庶務課経理係の部分の第1号中「議員の報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成20年9月18日揭示済)

奈良市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

奈良市議会議長
橋本和信

奈良市議会規則第1号

奈良市議会会議規則の一部を改正する規則

奈良市議会会議規則(昭和49年奈良市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 議員の派遣(第159条) を
第8章 補則(第160条) 」

「第7章 協議又は調整を行うための場(第159条)

第8章 議員の派遣(第160条) に改
第9章 補則(第161条) 」

める。

第8章中第160条を第161条とし、同章を第9章とする。

第159条第1項中「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改め、第7章中同条を第160条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第159条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第159条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	初議会の運営に関する協議	全議員	議会事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成20年9月30日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。